

入札公告【総合評価落札方式】

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 23 年 7 月 21 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局沼津河川国道事務所長 前佛 和秀

1 業務の概要

(1) 業 務 名 平成 23 年度 138 号御殿場バイパス(西区間)物件調査業務
(電子入札対象案件)

(2) 業 務 内 容

本業務は、一般国道 138 号改築(御殿場バイパス(西区間))事業に必要な土地に存する物件の調査を行うものである。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成 24 年 2 月 29 日

(4) 入札方式等

- 1) 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。
- 2) 予定価格が 1,000 万円を越える場合、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 85 条の基準に基づく調査基準価格を設定する業務対象。
- 3) 予定価格が 500 万円以上 1,000 万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格を設定する業務対象。
- 4) 2) 及び 3) (予定価格が 500 万以上)に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。
- 5) 本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書(以下「申請書等」という。)の資料提出及び入札を電子入札システム等で行うものとする。
- 6) 電子入札システムで利用できる IC カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の IC カードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所 経理課

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の 10 時 00 分から 16 時 00 分まで。

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の 1) に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下、「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における補償関係コンサルタント業務に係る平成 23・24 年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ 1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

(2) 業務拠点に関する要件

静岡県内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者が 1 名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成 13 年度以降に完了した以下に示す同種業務において、1 件

以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（以下「登録規程」という。）第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門のうち、物件部門、機械工作部門及び営業補償・特殊補償部門の全てに係る補償業務。ただし、物件部門、機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門の業務実績は、同一の業務で実施したものでなくてもよい。

（４）配置予定主任担当者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、申請書等の提出期限までに当該登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる部門の登録を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等提出時に登録規程に基づく「補償コンサルタント登録（新規・更新・追加）申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに登録を受け、「補償業務管理者証明書」及び「登録通知書」の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

- ・ 登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者
- ・ 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成 3 年理事会決定、以下「実施規程」という。）第 3 条に掲げる物件部門に係る補償業務管理士

（５）配置予定主任担当者の業務実績に関する要件

配置予定主任担当者は、平成 13 年度以降に完了した同種業務において 1 件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種業務として認める。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（以下「登録規程」という。）第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門のうち、物件部門、機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門の全てに係る補償業務。ただし、物件部門、機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門の業務実績は同一の業務で実施したものでなくてもよい。

（６）配置予定主任担当者の手持ち業務に関する要件

- 1) 平成23年7月21日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成23年7月21日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- 2) 本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置主任担当者と同等の同種業務実績を有する者
- ② 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任担当者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 技術提案書に関する要件

- 1) 入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

- ① 実施方針
- ② 業務実施体制
- ③ 特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

ア) コンビニやガソリンスタンド等の店舗について、移転工法検討する上での留意点

(8) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・当該業務に関連する機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門に係る補償業務管理者又は補償業務管理士を有していない場合。

(9) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ① 技術提案書の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、3(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。
- ② 上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

- ① 技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)、4)、の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

1) 基本事項評価（企業）

- 2) 基本事項評価（技術者）
 - 3) 技術提案書
 - 4) 技術提案の履行確実性を評価する場合がある。
- ② 価格点の評価方法は以下のとおりとする。
- 価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)
- なお、価格点の配分点は 60 点とする。

(3) 技術提案書の評価基準等

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- ① 基本事項評価（企業）
業務実績、業務成績、地域での業務経験、企業信頼度（指名停止等の措置）
 - ② 基本事項評価（技術者）
業務実績、業務成績、技術者信頼度（優良表彰の有無）
 - ③ 技術提案書
実施方針、業務実施体制、特定テーマに対する技術提案
- ※ ①の項目で最大6点、②の項目で最大9点、③の項目で最大45点、を加算点とする。
- ④ 技術提案の履行確実性に関する評価
履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の3. のとおり。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒410-8567 沼津市下香貫外原3244-2
中部地方整備局沼津河川国道事務所 経理課 契約係
電 話 055-934-2002
FAX 055-934-2059
メールアドレス：keinumaz@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等（仕様書含む）の交付期間、場所及び方法

入札説明書等（仕様書含む）の交付期間：別表②のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「公開情報」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、申請書等の作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札

システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4（1）の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

（3）競争参加資格確認申請書等の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書等を提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」により、4（1）まで提出すること。詳しい提出方法については入札説明書による。

技術提案書等のファイル容量が、3MB を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

提出期間は、別表③のとおり。

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

（4）入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 入札書の受付期間

別表④のとおり。

② 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により 4（1）まで持参又は郵送等すること。

③ 開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

5 その他

（1）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）落札者の決定方法

3（1）に記したとおりとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す

こととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 4 (1) に同じ。

(7) 競争参加資格確認申請書等に対する留意事項

競争参加資格確認申請書等の提出がない場合又は2 (10) の場合を除き他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格確認申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(8) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある (入札説明書参照)。

(9) 詳細については、入札説明書による。

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成 23 年 8 月 17 日
②	入札説明書等（仕様書含む） の交付期間	平成 23 年 7 月 21 日から 平成 23 年 8 月 26 日まで
③	申請書等の提出期間	平成 23 年 7 月 22 日から平成 23 年 8 月 10 日まで の 10 時 00 分から 16 時 00 分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
④	入札書の受付期間	平成 23 年 8 月 29 日 10 時 00 分から 平成 23 年 8 月 30 日 16 時 00 分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
⑤	開札の日時及び場所	平成 23 年 8 月 31 日 11 時 00 分 沼津河川国道事務所入札室